

広報おしゃまんべ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長万部町が発行する広報おしゃまんべ（以下「広報」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広報に掲載する広告は、広報本文を優先するものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 広報としての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの。ただし、一般家庭が家族的に利用できるものを除く。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関わるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 法令上の規制等を受けるもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、広報に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告を掲載する順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 町内に事業所等を有するもの及び町内で活動している団体の広告
- (2) 町外の事業者で町民の日常生活に関する公共的性格があるものの広告
- (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた広告

(広告掲載の位置等)

第4条 広告を掲載する位置は、広報の発行の目的を妨げない位置とし、広告の枠数、作成方法等は、広報を所管する課において決定するものとする。

(規格及び広告掲載料)

第5条 規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 規格 指定ページ1段2分の1 縦4.5cm×横8.8cm
1回につき2,500円
- (2) 規格 指定ページ1段 縦4.5cm×横17.8cm
1回につき5,000円
- (3) 規格 指定ページ2段 縦9.5cm×横17.8cm
1回につき12,000円

(広告掲載の申込)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報おしゃまんべ広告掲載申込書（別記第1号様式）を広報の発行月の前月5日までに町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定し、広報おしゃまんべ有料広告掲載（非掲載）決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

- 2 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の原稿を提出するものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する責任は、すべて広告主が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、広告掲載料を納付しなければならない。

- 2 前項の広告掲載料は、町長が指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告掲載の取消、中止)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消し又は中止することができる。

(1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。

(2) 虚偽の広告掲載をしたとき。

(3) 第2条各号のいずれかに該当したとき。

2 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し、広報おしゃまんべ広告掲載取消等通知書（別記第3号様式）を送付するものとする。

3 広告主は、諸事情により広告の掲載を取り消す場合は、広報おしゃまんべ広告掲載取消申出書（別記第4号様式）を広報の発行月の前月15日までに町長に提出するものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、長万部町の都合により広告の掲載ができなかったときは還付することができる。

(補 足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

広報おしゃまんべ広告掲載申込書

年 月 日

長万部町長 様

住所(所在地) _____
氏名 (名称) _____
申込者 電話番号 _____
FAX番号 _____
担当者氏名 _____

広報おしゃまんべ広告掲載取扱要綱を遵守の上、次のとおり申し込みします。

記

- 1 掲載希望月 _____ 年 月号～ 年 月号
- 2 掲載希望回数 _____ 回
- 3 掲載広告規格 ☐ 縦4.5cm×横8.8cm （下1段2分の1）
☐ 縦4.5cm×横17.8cm （下1段）
☐ 縦9.5cm×横17.8cm （下2段）
- 4 掲載広告内容
（広告原稿添付）

（裏面に留意事項記載）

《申込上の留意事項》

- 1 掲載広告の内容は、広報の公共性を損なうおそれのないものとします。
- 2 次の各号に該当する広告は、掲載できません。
 - (1) 広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (5) 法令上の規制等を受けるもの
 - (6) 前号に掲げるもののほか、広報に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの
- 3 広告掲載料は、掲載1回につき次のとおりとします。

(1) 下1段2分の1相当（縦4.5cm×横8.8cm）	2, 500円
(2) 下1段（縦4.5cm×横17.8cm）	5, 000円
(3) 下2段（縦9.5cm×横17.8cm）	12, 000円
- 4 同月に同一企業等は掲載できません。
- 5 広告掲載の申し込みのできる者は、次のとおりとします。
 - (1) 町内に事業所等を有する者及び町内で活動している団体
 - (2) 町外の事業者で町民の日常生活に関する公共的性格があるもの
 - (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者
- 6 広報掲載は、受付順とします。
- 7 掲載する広告の原稿は、広告主が作成してください。また、掲載する広告の割付等については町が行います。
- 8 広告は、毎月1日（4月号・新年号及び土・日曜日のときは発行日が異なる）に発行する広報に掲載されます。掲載月号の前月の5日までに申込書を持参の上、広報所管課までお申し込みください。
- 9 広告の原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトをして提出されるようお願いします。ただし、指定文字（ロゴマーク）や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。
- 10 広告掲載料は、町長が指定する期日までに、一括納入することとします。

●詳しいことは、広報所管課（TEL2-2450）までお問い合わせください。

第 4 号様式（第10条関係）

広報おしゃまんべ広告掲載取消申出書

年 月 日

長万部町長 様

	<u>住所（所在地）</u>
	<u>氏名（名称）</u>
申込者	<u>電話番号</u>
	<u>FAX番号</u>
	<u>担当者氏名</u>

広報おしゃまんべ広告掲載取扱要綱第10条第3項の規定に基づき、次の理由により広告の掲載を取消したいので届け出いたします。

記

広告掲載の取消の理由

広報おしゃまんべ広告掲載仕様書

第1 内容

広報おしゃまんべ（以下「広報」という。）紙面に広告を掲載し、町に広告料を納入するものとする。

第2 広報紙に掲載する広告位置等

- （1）広告は、町が指定する位置に掲載することとする。
- （2）広告の掲載スペースは、縦4.5cm×横17.8cm、縦4.5cm×横8.8cm、縦9.5cm×横17.8cmのいずれかとする。
- （3）広告掲載の色数は、2色の印刷とする。

第3 広告の掲載対象者

広報に掲載を申し込むことができる者は、次のとおりとする。

- （1）町内に事業所等を有する者及び町内で活動している団体
- （2）町外の事業者で町民の日常生活に関する公共的性格のあるもの
- （3）その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者

第4 広告の掲載条件

（1）広告原稿の納品

広告原稿は完全原稿で、掲載決定次第、すみやかに原稿を提出することとする。提出期限は発行月の前月5日までで、提出先は所管課まで。なお、期日までに広告原稿が提出されない場合は掲載対象としない。

（2）広告内容の変更等

広告原稿のうち、デザインや表現内容などで掲載にふさわしくないとと思われるもの又は次号の掲載条件に該当するものは、所管課と協議の上、部分的な作り直しなどを指示することができるものとする。

（3）広告掲載条件

ア 特定の政党又は一個人の選挙関係の広告でないこと。

イ 特定の政治活動又は宗教的意図を持つ広告でないこと。

ウ 風俗営業関係（専ら食事を主体とする食堂、レストランは除く。）の広告でないこと。

エ 金券、その他これに類するものでないこと。

オ 医療、医薬、化粧品などの広告で、医療法、医師法、薬事法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工師法、医薬品等適正広告基準などの法令に抵触するものでないこと。

カ 個人の慶事に関する広告でないこと。

キ 掲載広告の代表者などの広告でないこと。

ク 貸金など、いわゆるサラリーマン金融及び消費者金融などに関する広告並びにキャッシングローンの広告でないこと。

ケ 商品先物取引に関する広告でないこと。

コ 不動産取引の広告でないこと。ただし、公的な機関の不動産取引を除く。

サ マルチ商法・マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法（催眠商法）など、これらに類似する方法で販売されたことのある商品の広告でないこと。

シ 意見広告でないこと。

ス 販売期間などを明示する広告は、掲載月の5日以降のものとする。

セ 前各項の広告掲載条件を満たしても、公的機関に苦情が寄せられたり、紛争となっていたり、マスコミなどで問題となっていたりする企業等の広告は掲載しない。

ソ その他広報の性格上影響が多大と考えられるものについては、その都度、事前に広報所管課と協議するものとする。

第5 広告欄の独占の禁止

同月号の掲載スペースには、同じ企業等の広告は掲載しない。

第6 広告料金

(1) 広告料金の設定は、次のとおりとする。

指定ページ下1段2分の1(縦4.5cm、横8.8cm) 2, 500円

指定ページ下1段(縦4.5cm、横17.8cm) 5, 000円

指定ページ下1段(縦9.5cm、横17.8cm) 12, 000円

(2) デザイン版下代は、広告掲載依頼企業等が負担するものとする。

第8 広告料金の納入等

(1) 町に納入する広告料金は、町長が指定する期日までに、一括納入することとする。

(2) 既納の広告掲載料は、還付しないものとする。